

## 防護管取付・取外サービス契約約款

2025年10月1日施行  
東京電力パワーグリッド株式会社

本約款は、労働安全衛生規則や建設業法に基づき一般送配電事業者の配電線およびその関連設備に防護管等の絶縁用防護具（以下「防護管等」という。）の設置を希望する事業者等（以下「申込者」という。）と、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「当社」という。）との間の防護管取付・取外サービスの契約について、基本的な事項を定めるものである。

### （目的）

第1条 当社配電線およびその関連施設に防護管等の設置を希望する申込者は、本約款に基づき、防護管取付・取外工事を当社に発注し、当社はこれを請け負うものとする。申込者は、設置された防護管等について、本約款に従って適切に管理し、防護管取付・取外工事のサービス費用を支払うものとする。

### （契約の成立）

第2条 申込者は、以下の事項を明らかにして、当社の委託先（東電タウンプランニング株式会社）が管理するホームページ内の防護管 WEB 受付システム（以下「受付システム」という。）または電話連絡の方法により、防護管取付・取外サービスを申し込む。

- (1) 取付範囲（防護管等の取付場所）
- (2) 取付理由（当社設備への防護管等の取付が必要となる理由）
- (3) 取付期間（当社設備への防護管等の取付を希望する期間）

2. 当社は、前項の申込内容を確認し、受付を行なう。ただし、前項(3)号の開始日までに15営業日（申込日を除く。営業日とは土日祝および12月29日から1月3日までの期間を除く日をいう。）が確保されていない場合、または第9条第3項に定める場合には、当社は申込を受け付けないことができる。

3. 当社は、防護管等の取付範囲を申込者または第7条で指定する防護管等の管理者（以下「防護管等管理者」という。）と原則立会のもと協議確定し、防護管取付・取外サービスの費用を算出した上で、見積書を申込者に対しメールまたは郵送で提示する。

4. 申込者は、前項の見積書を確認し、当該見積書の条件で承諾しない場合は、電話により、当社に回答する。見積書の提示日より7営業日を経過した時点で回答がない場合、承諾したものとし、契約成立とする。

### （防護管等の取付期間）

第3条 前条1項(3)号の防護管等の取付期間は最長2年間とする。2年を超過して取付が

必要な場合は、申込者は期間満了前に、改めて防護管等の取付申込みを行ない、防護管等取付の更新工事費用を支払うものとする。申込者が当該費用の支払いに応じない場合、申込者は取付済みの防護管等について所有権を放棄し、当社がこれを撤去および処分することに異議を述べないものとする。また、取付済み防護管等の撤去および処分に伴い、第三者に損害が生じた場合、申込者は当社を免責し、申込者の責任で第三者との紛争を解決する。

2. 前条 1 項(3)号の期間に変更が生じた場合は、申込者は直ちにその旨を当社へ通知することとし、更新工事が必要な場合は前項を準用する。

#### (防護管等の取付工事)

第 4 条 当社は、原則として、第 2 条 1 項(3)号の取付期間の開始日までに防護管等を取り付ける。ただし、通常の取付準備期間が確保できない場合その他特段の事情がある場合は、取付期間の開始日に遅れる場合がある。

2. 防護管等の取付が申込者の希望する取付期間の開始日に遅れた場合でも、当社はその責を負わない。

3. 当社は、防護管等の取付工事にあたって必要な手続きを行なう。ただし、防護管等の手配は申込者にて行なうものとする。

4. 防護管等の取付工事にあたって第三者に損害を与えた場合および第三者から苦情が寄せられた場合には、当社がこれに対応する。ただし、申込者または防護管等管理者に起因する第三者の苦情等については、申込者において対応する。

5. 申込者または防護管等管理者は、第 2 条 1 項(3)号の開始日に防護管等の取付状況を検収するものとし、これにより防護管等の取付工事に不備が確認された場合には、当社は無償で取付作業のやり直しを実施する。

#### (防護管等の取外工事)

第 5 条 申込者は、防護管等の取外希望日の 15 営業日前までに、受付システムまたは電話連絡による方法で、取外工事を申し込む。

2. 作業日程については申込者または防護管等管理者と当社双方の協議のうえ決定し、当社は、原則として取外希望日に防護管等の取外作業を行なう。ただし、通常の取外準備期間が確保できない場合その他特段の事情がある場合は、取外希望日に遅れる場合がある。

3. 当社は、防護管等の取外が取外希望日に遅れた場合でも、その責を負わない。

4. 当社は、防護管等の取外工事後は、いかなる申し出があっても再取付工事を行なわない。

5. 当社は、防護管等の取外工事にあたって必要な手続きを行なう。

#### (業務の委託)

第 6 条 当社は、防護管取付・取外サービス契約の締結に関わる受付・事務処理業務、防護管等の取付・取外工事およびこれに付帯関連する業務（事前立会、請求業務等）を協力会社

等に一部委託して実施する。

(防護管等の取付期間中の義務)

第 7 条 申込者は、防護管等の管理者となる事業者を指定し、本約款に従って適切に管理させることができるものとする。申込者は、防護管等の管理者を指定する場合、当該事業者には申込者と同様の義務を負わせることとし、当該事業者による本条の違反は、申込者による違反とみなすものとする。

2. 申込者および防護管等管理者は、常に作業員の安全を確保するため、取付けた防護管等の取付状況や環境変化の影響を把握し、感電災害や防護管等落下リスクに適宜必要な対応を行なう義務を負う。

3. 申込者および防護管等管理者は、防護管等を取付けた部分に接触等をしてはならず、防護管等の取外や移動等の取付状況に変更をきたすような行為を行なってはならない。

4. 防護管等の取付状況に変化が生じた場合、申込者および防護管等管理者は直ちに当社へ連絡するものとする。

5. 取付期間中に当該設備等に追加の防護管等の取付が必要となった場合には、申込者は改めて防護管等の取付工事の申込みを行なうものとする。この場合、申込者は、新たに防護管取付工事費用を負担する。ただし、追加の防護管等の取付が当社の責により生じた場合はこの限りではない。

6. 取付期間中に防護管等に第三者から苦情が寄せられた場合は、申込者および防護管等管理者がこれに対応するものとする。

(防護管取付・取外サービス費用の単価)

第 8 条 当社の防護管取付・取外サービス費用の単価については、当社のホームページ上で公表する。なお、当社は本単価を変更することがあり、変更にあたっては、当社ホームページ上で予めお知らせするものとする。

(防護管取付・取外サービス費用等の支払い)

第 9 条 当社は、防護管等取付工事完了後、申込者に郵送等の方法により、防護管取付・取外サービス費用を請求する。

2. 申込者は、当社からの請求後、当該費用を指定された方法で、指定された期日までに支払う。なお、銀行振込やその他の支払い方法に要する手数料は、申込者の負担とする。

3. 申込者が防護管取付・取外サービス費用の支払いに応じない場合、当該支払いが完了するまでの間、当社は申込者からの新規の申込みを受け付けないことができる。

(契約の解除)

第 10 条 以下の各号の場合、当社は防護管取付・取外サービス契約を催告なく解除するこ

とができる。

- (1) 申込者または防護管等管理者に、資産の差押え倒産、事業許可の取消等事業継続に支障をきたすような事態が生じた場合。
- (2) 申込者または防護管等管理者に明らかな契約違反や著しい背信行為があった場合。
- (3) 申込者または防護管等管理者が防護管等の取付を困難とするような事情を発生させた場合。
- (4) 申込者または防護管等管理者が契約成立後に申込者または防護管等管理者の都合で防護管等の取付作業の中止を申し出た場合。

2. 前項に基づき防護管等の取付後に契約が解除された場合、申込者は当社の算出した防護管取付・取外サービス費用の全額を支払うものとする。

3. 当事者の責めに帰することができない外的な要因により防護管等の取付が困難となった場合、両当事者はいつでも契約を解除できるものとする。この場合、両当事者はそれまでに要した費用を互いに請求しないこととする。

(反社会的勢力への対応)

第 11 条 申込者は、防護管取付・取外サービス契約にあたって、以下の事項を確約する。

- (1) 申込者および防護管等管理者（これらの役員、従業員を含む。以下同様とする。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会的運動・政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと
- (2) 申込者および防護管等管理者の経営に反社会的勢力が実質的に関与していないこと
- (3) 申込者および防護管等管理者が反社会的勢力と取引していないこと。反社会的勢力の利益のために行動していないこと

2. 申込者および防護管等管理者が前項の各号に該当する場合には、当社は催告なく契約を解除できる。この場合、申込者は前条 2 項の規定に従い費用を負担する。

(協議事項)

第 12 条 防護管取付・取外サービス契約に関連して、本約款に定めのない事項が発生した場合には、当事者は協議のうえ、これを決定するものとする。

(裁判管轄)

第 13 条 防護管取付・取外サービス契約について、争いが起こった場合の裁判管轄は、東京地方裁判所とする。

以上